

規制の事前評価書

法令（案）の名称	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律部分）
規制の名称	
規制の区分	新設・改正（拡充・ 緩和 ）・廃止 ※いずれかに○印を付す。
担当部局	原子力規制委員会原子力規制庁長官官房法規部門（参事官（法規担当）：高橋 正史）
評価実施時期	平成30年3月

1 規制の目的、内容及び必要性

（1）規制の目的

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号。以下「放射線障害防止法」という。）に基づく放射性同位元素の使用の許可等は、作業従事者及び事務所外の一般公衆の放射線障害を防止し、公共の安全を確保するという目的の下に設けられているもの。現在、この放射性同位元素の使用の許可等の欠格条項として、いくつかの要件を設けているが、そのうちのひとつとして、放射性同位元素の使用等は、危険な作業として、公共の安全に密接な関係を有するものであるという理由により、従前、成年被後見人を欠格事由としてきたものである。

一方、このような成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっていると指摘されており、本改正を行わない場合、その状況が続くこととなる。

（2）規制（法改正）の内容

今回、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づく成年被後見人等に係る欠格事由の見直しにより、放射線障害防止法においては、放射性同位元素の使用の許可等について、「申請者（法人にあっては、その業務を行う役員）が成年被後見人に該当する場合は許可等を与えない」旨の欠格条項（放射線障害防止法第5条第1項）が存在する一方で、「心身の障害により放射線障害の防止のために必要な措置を適切に講ずることができない者として原子力規制委員会規則で定めるもの（法人にあっては、その業務を行う役員のうち当該者があるもの）には使用の許可又は廃棄の業

の許可を与えないことができる」(放射線障害防止法第5条第2項)という個別審査規定があることから、放射線障害防止法第5条第1項に規定する「成年被後見人」の欠格条項を単に削除する。

(3) 規制(法改正)の必要性

成年後見制度の利用の促進に関する法律第11条第2号において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度(いわゆる欠格条項)が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

これを踏まえ、放射性同位元素の使用の許可等の制度における成年被後見人に係る欠格条項についても、内閣府成年後見制度利用促進委員会において議論が行われており、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」(平成29年12月1日第9回内閣府成年後見制度利用促進委員会)において見直すこととされている。

2 想定される代替案

今回の改正は、成年後見制度の利用の促進に関する法律、成年後見制度利用促進基本計画及び「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて(議論の整理)」に示された方針に基づく措置として、成年被後見人の人権が尊重され、成年被後見人であることを理由に不当に差別されないよう、欠格条項の見直しを行うものであり、当該欠格事由を削除する以外の方法は想定できない。

以上より、同様の政策目的を達成し得る代替案は想定できない。

3 規制の費用・効果(便益)

(1) 費用

① 遵守費用

<本対策案>

特段発生しない。

<代替案>

—

② 行政費用

<本対策案>

特段発生しない。

<代替案>

—

③ 副次的な影響及び波及的な影響

<本対策案>

欠格事由を削除するものの、既存の個別審査規定により放射性同位元素の使用等の業に必要な能力の有無を判断するため、特段の影響は想定されない。

<代替案>

—

(2) 効果（便益）

<本対策案>

当該規制において、成年被後見人に係る欠格条項が削除されることから、成年被後見人という理由のみで一律に排除されることがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が図られる。

<代替案>

—

4 政策評価の結果（費用と効果（便益）との関係等）

本改正案においては、特段遵守費用及び行政費用が特段発生するものではなく、当該欠格条項の見直しにより、成年被後見人を放射性同位元素の使用の許可等から一律に排除することがなくなり、法の目的である成年被後見人の人権の尊重、成年被後見人であることを理由とした不当な差別の解消及び成年後見制度の利用促進が可能となることに鑑みれば、本対策案により得られる効果（人権問題の解消※）が非常に大きいと考えられる。

※ 成年被後見人等に係る欠格条項をめぐる訴訟も提起されている状況。

5 その他関連事項

成年後見制度利用促進委員会において、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて議論の整理がなされた（平成 29 年 12 月 1 日）。

成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて
（議論の整理）

成年後見制度の利用の促進に関する法律第 11 条において、成年後見制度の利用促進に関する施策の基本方針として、「成年被後見人等の権利が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと」とされている。

また、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）において、現在、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度（いわゆる欠格条項）が数多く存在していることが、成年後見制度の利用を躊躇させる要因の一つになっているとの指摘を踏まえ、これらの見直しを速やかに進めることとされている。

成年後見制度利用促進委員会（以下「促進委員会」という。）では、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて、平成 29 年 9 月 11 日、9 月 27 日、12 月 1 日の 3 回にわたり検討を行った結果、これまでの議論の整理として以下のとおりまとめた。内閣府においては、法制上、実務上の論点を踏まえ、引き続き各府省と調整を進めるとともに、各府省においては、必要に応じて関係審議会や調査会等での審議を進めるなど、政府全体で次期通常国会への見直し一括整備法案の提出に向けて速やかに検討を進めるべきである。

6 事後評価の実施時期等

（1）事後評価の実施時期

—

（2）事後評価に向けた費用、効果（便益）及び間接的な影響の測定指標等

—